新見市教育委員会 11月定例会 会議録 【 公 開 用 】

- 1 日 時 令和3年11月16日(火) 午後3時30分から
- 2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1A
- 3 出席委員の職・氏名

教育長正村 政則職務代理者松井健一委員溝尾炒子委員長谷川 綾委員上ゆみ

- 4 欠席委員の職・氏名 なし
- 5 説明のため出席した者の職・氏名

 教育部長
 小林
 保

 教育総務課長
 田中隆博

 学校教育課長
 黒川一豊海

 生涯学習課長
 名越伸明

 教育総務課庶務係長
 真壁恒子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和3年11月16日(火)午後3時30分から午後4時43分)

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前会会議録の承認

田中課長

(新見市教育委員会 1 0 月定例会会議録により、前会会議録の承認、協議 1 件等について説明を行う。)

正村教育長

前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

4 教育長報告

正村教育長

(前会の教育委員会以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

5 事務局報告

各事務局員

(教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長

それでは、「6 議事」に移ります。 「議第39号」の説明をお願いします。

6 議事

議第39号 指定学校変更申請の承認について

黒川課長

議第39号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。No1の方は、家庭の事情で別の小学校へ転居されましたが、転校までの準備期間として、現小学校への通学を希望されています。No2の方は、家庭の事情で、別の中学校区へ転居されましたが、学年途中のため、引き続き、現中学校への通学を希望されています。ご審議をお願いいたします。

正村教育長

No1の方は、令和3年9月21日から令和3年10月10日までですが、間違いないでしょうか。

黒川課長

はい。この方は、小学校6年生ですけれども、卒業までというわけではなく、住居の準備のためということです。もうすでに終わって、 事後承諾で申し訳ありません。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

事後承認ということになりますが、無いようですので、議第39号 は承認とします。

次に「議第40号」の説明をお願いします。

議第40号 令和3年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

黒川課長

議第40号 令和3年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について説明させていただきますので、資料の1ページをご覧ください。前会10月13日の定例教育委員会以降、2世帯3名の追加申請がございました。内訳につきましては、2ページをご覧ください。世帯番号168の方、世界番号169の方は、いずれも申請理由8番、①から⑦に該当しないが生活に困窮し、就学援助を必要とされている方として、世帯前年の所得額が生活保護基準額の1.5倍以下で、認定基準倍率を満たしておりますので、認定が適当と思われます。ご審議をお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第40号は承認とします。 次に「議第41号」の説明をお願いします。

議第41号 令和3年度要保護・準要保護児童生徒就学援助(新入学学用品費入学前支給)の承認について

黒川課長

議第41号 令和3年度要保護・準要保護児童生徒就学援助(新入学学用品費入学前支給)の承認について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。来年度、小学校入学予定者は、163名、中学校入学予定者は201名を予定しており、そのうち申請があったのは、49世帯53名です。新見市就学援助規則第6条に則り審査した結果、認定が適当と認めたものは、39世帯42名、認定が不適当と認められた方は、10世帯11名です。内訳につきましては、資料3ページから8ページの一覧表に記載しております。ご確認いただきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正村教育長

見ていただく時間を少し取りましょう。

三上委員

17番にマイナスがついているのはどういう意味でしょうか。減っ ているということでしょうか。 小林部長

農業収入なので、投資額が上回った、所得の段階ですでに赤字であったということです。

三上委員

わかりました。

正村教育長

申請は多い方ですか。

黒川課長

前年度の支給実績は、申請が59世帯で62名、認定は50世帯53名ですので、昨年度に比べると認定した数は少ないです。申請そのものが10世帯少ないです。

松井職務代理者

実質的に児童生徒の数が減っていると思いますが、割合も昨年より 少ないということですか。

黒川課長

はい。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

長谷川委員

個人番号の3番と4番は、記載の認定こども園にはいないと思われますので、確認をしていただけたらと思います。

黒川課長

確認をします。

正村教育長

間違いがあれば訂正をしないといけないと思いますので、確認をして、間違いがあれば訂正をさせていただくということでよろしいでしょうか。

長谷川委員

はい。

正村教育長

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第41号は承認とします。 次に「議第42号」の説明をお願いします。

議第42号 新見市法曽陶芸館の指定管理者の指定について

名越課長

議第42号 新見市法曽陶芸館の指定管理者の指定について説明 させていただきます。このたび、新見市法曽陶芸館につきましては、 令和4年3月末をもって指定管理期間が終了となり、管理運営を指定管理者におこなわせることについて、12月定例市議会での、議決を求める必要があるため、議案として上程するものです。施設の名称につきましては新見市法曽陶芸館、施設の概要につきましては、旧法曽小学校の校舎を使っておりまして、鉄筋コンクリートの2階建てのものです。指定管理の候補者といたしましては、法曽焼同好会会長小林英男、指定管理料につきましては、261万7000円、管理者の募集については非公募としております。指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間とさせていただきます。詳細につきましては2ページから3ページの付議要求書をご確認いただければと思います。なお、本件につきましては、10月19日に開催されました新見市公の施設指定管理者選定委員会において、決定がされていることを申し添えたいと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第42号は承認とします。 次に「議第43号」の説明をお願いします。

議第43号 新見市立中央図書館中央図書館喫茶室の指定管理者の指定について 名越課長 議第43号 新見市立中央図書館中央図書館喫茶室の指定

議第43号 新見市立中央図書館中央図書館喫茶室の指定管理者 の指定について説明させていただきます。中央図書館喫茶室につきま しては、令和4年3月末をもって指定管理期間が終了となり、管理運 営を指定管理者におこなわせることについて、12月定例市議会での 議決を求める必要があるため、議案として上程するものです。施設の 名称につきましては中央図書館喫茶室、施設の概要といたしまして は、喫茶ルーム、厨房を有する喫茶室と厨房設備一式を有している施 設です。指定管理者の候補者といたしましては、株式会社金山伸広事 務所 代表取締役 金山伸広です。指定管理料は270万円、管理者 の募集につきましては、公募しましたところ、1者応募がございまし た。指定管理期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3 月31日までの5年間です。詳細につきましては、2ページ、3ペー ジの付議要求書をご確認いただければと思います。なお本件につきま しても、10月19日に開催されました新見市公の施設指定管理者選 定委員会において、決定がなされているものでございます。ご審議の ほどよろしくお願いいたします。

松井職務代理者

所在地は、現在の指定管理者については、大阪府大阪市となっていますが、この方については新見市でしょうか。

名越課長

そうです。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第43号は承認とします。 次に「議第44号」の説明をお願いします。

議第44号 新見市憩いとふれあいの公園等の指定管理者の指定について

名越課長

議第44号 新見市憩いとふれあいの公園等の指定管理者の指定 について説明させていただきます。新見市憩いとふれあいの公園等に つきましては、令和4年3月末をもって指定管理期間が終了となり、 管理運営を指定管理者におこなわせることについて、12月定例市議 会での議決を求める必要があるため、議案として上程するものです。 施設につきましては、新見市憩いとふれあいの公園などの13施設で す。1ページを見ていただければと思います。位置等、施設の概要に つきましても、こちらでご確認をいただければと思います。指定管理 候補者につきましては、新見施設管理センター有限会社 代表取締役 赤木弘蔵です。指定管理料は7500万円、管理者の募集につきまし ては、公募しましたところ、1者応募がございました。指定管理期間 につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5 年間です。詳細につきましては、3ページ以降の付議要求書をご確認 いただければと思います。なお、本件につきましても、10月19日 に開催されました新見市公の施設指定管理者選定委員会において、決 定がなされています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第44号は承認とします。 次に「議第45号」の説明をお願いします。

議第45号 新見市福本グラウンドの指定管理者の指定について

名越課長

議第45号 新見市福本グラウンドの指定管理者の指定について

説明させていただきます。新見市福本グラウンドにつきましては、令和4年3月末をもって指定管理期間が終了となり、管理運営を指定管理者におこなわせることについて、12月定例市議会での議決を求める必要があるため、議案として上程するものです。施設の名称につきましては新見市福本グラウンド、施設の概要につきましてはグラウンドと自家発電機設備です。指定管理の候補者といたしましては、新見市福本グラウンド管理運営委員会 委員長 山岡啓史です。指定管理料は71万円、管理者の募集については非公募としております。指定管理期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。詳細につきましては、2ページ、3ページの付議要求書を確認いただければと思います。なお、本件につきましても、10月19日に開催されました新見市公の施設指定管理者選定委員会において、決定がなされています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第45号は承認とします。 次に「議第46号」の説明をお願いします。

議第46号 新見市千屋多目的広場の指定管理者の指定について

名越課長

議第46号 新見市千屋多目的広場の指定管理者の指定について 説明させていただきます。新見市千屋多目的広場につきましては、令 和4年3月末をもって指定管理期間が終了となり、管理運営を指定管 理者におこなわせることについて、12月定例市議会での議決を求め る必要があるため、議案として上程するものです。施設の名称につき ましては新見市千屋多目的広場、施設の概要につきましてはグラウン ド、倉庫、仮設トイレです。指定管理の候補者といたしましては、未 来へつなぐ千屋野の里 会長 山口歳弘です。指定管理料はありませ ん。管理者の募集については非公募としております。指定管理期間は、 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。詳細に つきましては、2ページ以降の付議要求書を確認いただければと思い ます。なお、本件につきましても、10月19日に開催されました新 見市公の施設指定管理者選定委員会において、決定がなされていま す。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者

何件か指定管理者について、議決を求めるためにということでご説

明、提案があり、その結果について全く異論は無いのですが、この中に、公募と非公募がありますが、それは何か基準があるんですか。こういう場合は公募にかける、こういう場合は非公募であらかじめ決まった団体等に申請を求めて、承認するなどの基準があるのでしょうか。

小林部長

考え方としては、この指定管理者制度そのものが、民間事業者のノウハウを活かすことによって、施設の機能をより向上するといった場合に多く用いられます。基本的にはそういう制度です。非公募にしている施設については、そこに民間事業者の介入の余地がないような、例えば施設が小規模であったり、単に施設管理のみをおこなうような施設、これについては非公募として、それに関わっていただける団体にお願いをしていくというような形にさせていただいています。喫茶室なんかですと、場合によっては、事業者がうまく運営することによって、より喫茶室が盛況になりますが、グラウンドの管理には、あまり工夫の余地がないので、そういうところについては地域の方へお願いをしております。

正村教育長

指定管理料は関係ないでしょうか。

小林部長

それだけではないです。大きな施設であっても、収益がある場合が ございますので、その場合は指定管理料を出さないという場合があり ます。指定管理料の有無だけではありません。

正村教育長

例えば、この千屋多目的広場はいくらか収益があるのですか。

小林部長

いくらかはあります。

正村教育長

だから、無しでもできるんですね。今のさび分けはそういうところです。

小林部長

公募するか非公募をするかについて、選定委員会の中で一旦協議を します。これは公募、これは非公募ということで、さび分けをした上 で公募に移ります。あらかじめこの施設はこうだというものではな く、その都度その都度協議します。

松井職務代理者

わかりました。

正村教育長

外にありますでしょうか。

田中課長

議第44号、45号、46号の鑑の文言が違っておりますので、差

し替えをさせていただきたいと思います。報告になっておりますの で、審議願いますというように変えさせてください。

正村教育長

よろしいでしょうか。

各委員

(はいの声)

正村教育長

それでは、議第46号は承認とします。 次に「議第47号」の説明をお願いします。

議第47号 新見市図書施設検討委員会規約の制定について

名越課長

議第47号 新見市図書施設検討委員会規約の制定について説明させていただきます。9月定例教育委員会でご報告させていただきました図書に関する会議の開催につきまして、図書関係施設の利用促進方法の考察、図書を取り巻く環境の充実等を図ることを目的に、広く市民の皆様の声をお聞きする会議を設置する必要があることをご報告させていただいたかと思います。このたび別添のとおり、規約を定め、図書施設に係る諮問事項について、総合的に調査・検討をおこなう図書施設検討委員会を設立し、協議をおこなうこととなりました。規約につきましては、1ページです。1条から8条までの項目立てをして、構成をしているものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

松井職務代理者

第1条新見市の図書施設に係る諮問事項ですが、この諮問される主体はどなたでしょうか。この「新見市の」というのは、図書施設に係るんですよね。新見市の図書施設に関係する誰かからの諮問事項についてということだと思うんですけれども、諮問する主体というのは、どういう想定になっているのでしょうか。

小林部長

所管が違うものもございますけれども、図書施設が複数あり、基本 的には教育長から諮問していただいて、全体的に提言をいただこうと 考えております。

松井職務代理者

諮問されれば、教育長がこの委員会に諮問して、そこから回答を得るということですね。

正村教育長

そうです。

松井職務代理者

わかりました。

正村教育長

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第47号は承認とします。 次に「報第17号」の説明をお願いします。

報第17号 小中一貫教育先進地域視察概要について

黒川課長

報第17号 小中一貫教育先進地域視察概要についてご報告をさ せていただきます。大雨洪水警報であるとか、コロナ感染拡大により 延期になっておりました先進校視察ですが、10月26日に小中一貫 校である呉市立呉中央学園に、11月8日に義務教育学校である福山 市立鞆の浦学園に行って参りました。視察者は、正村教育長をはじめ とする教育委員会事務局、小学校・中学校・こども園の校長・園長、 小学校・中学校のPTA会長、大佐中学校区学校運営協議会長の12 名です。資料の3ページから6ページまで、それぞれの学校の視察に おいて、質問した内容と回答を共通項としまして、「教育課程に関す ること」、「PTA・学校運営協議会に関すること」、「教職員に関する こと」、「施設に関すること」、「子ども達の様子に関すること」、「その 他」にまとめております。なお、資料1ページ、2ページには、刑部 小学校の保護者に対しておこなったプレゼンの資料、ダイジェスト版 を載せております。今回の視察では、この資料2ページの左下に記載 しております、義務教育学校、小中一貫校それぞれのメリットデメリ ットというところに着目し、見学や質問等をおこないました。概要と しまして、呉中央学園、鞆の浦学園ともに言えることは、中1ギャッ プを解消するために学年の区切りを、つまり小学校1年生から4年生 までを前期課程、小学校5年生から中学校1年生までを中期課程、中 学校2年、3年生を後期課程のように4-3-2制にしていること、 年間を通して上学年と下学年の交流活動を意図的・計画的に実施する など、子ども達が自尊感情を持ち、落ち着いた学校生活を送れるよう にしているという点がありました。また、この2校とも施設一体型の 校舎で、職員室が1つ、小学校籍と中学校籍の教員が同じ職員室の中 で、学習面だけでなく生徒指導面でも、迅速かつ丁寧な対応をおこな っており、デメリットと捉えられがちな点についても工夫や協働でカ バーする様子が見受けられました。先生方は、1つの学校なので教師 みんなで教えるんだというような意気込みを見せておられました。ま た、11月5日に、大佐認定こども園の保護者対象の説明会をおこな っております。さらに、12月1日には大佐地区住民に対しての説明

会が開かれます。この際には、教育委員会担当者も同席して説明であったり、質問に対する答えを述べるように予定をしております。以上です。

正村教育長

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

溝尾委員

小学校は、どれぐらいの規模でしょうか。

黒川課長

呉中央学園は、とても大きい学校で、全校児童は小学校が584人、中学校が307人の891人の学校です。鞆の浦学園は、人数が比較的大佐に近く、1年生から9年生まで合わせて214人、各学年が20人程度の学校です。

溝尾委員

鞆の浦学園は、9年間ずっと一緒で、クラス替えが無いんでしょうか。

正村教育長

そうです。1年生から9年生まで1学年1クラスです。よろしいで しょうか。

溝尾委員

はい

松井職務代理者

参加された先生方の感想で結構ですが、呉市中央学園の概要などを 見させていただくと、義務教育学校との違いがよくわからないのです が、どのような印象を受けられましたか。

黒川課長

中1ギャップを解消するために、その前期課程・中期課程・後期課程の中期課程が1番注目するところかと思いますが、前期課程と後期課程の間に、中期課程の校舎を増設した形になって、それぞれの校舎を渡り廊下で繋いでいる状態です。中期課程の4年生、5年生、中学校1年生のところをワンフロアで、自由に行き来できるような造りになっておりました。視察に行かれた皆さんの声は、正直、どっちがどっちかあまり違いがよくわからないというようなお声です。唯一、はっきりしているのは、鞆の浦学園は、校長先生が1人で、教頭先生が2人おられるという仕組みぐらいで、あまり違いが無いというような感想を持たれていたように思います。

松井職務代理者

鞆の浦学園は、校長先生1人で、副校長先生あるいは教頭先生がついて、いろいろ教育活動の責任を持たれる体制というのはわかるんですけれども、呉市の方は、校長先生が2人おられるんですか。4-3-2制の中期の部分というのは、2人がそれぞれ見られているということですか。

そうです。

松井職務代理者

地域視察や地域への説明などがだんだんと進んでいる様子はよく わかりますけれども、結果、大佐地区の新しい小中一貫校をいつ開校 する、そのためには議会の承認を得たり、いろいろな手続きが必要な んでしょうけれども、教育委員会事務局としては、いつ開校をする 予定なのでしょうか。その際、地元から出ているのは、施設一体型と いうことですから、併設型になろうと義務教育型になろうと、新しい 校舎を建ててということになるんでしょうけれども、そうすると、開 校時期から逆算して、工事も始めないといけない、そのための設計や 学校のコンセプト、先ほどありましたけれども、小中の先生方が一つ の職員室というのが、私もぜひそうあるべきだというふうに思ってい ますけども、例えばそういうような学校施設のコンセプト、それから 教育課程、そういったものの検討を始めなければならないと思いま す。それぞれの学校の先生方が中心になって、校長先生を中心にして そこの検討を始めていかなくてはいけないんでしょうけれども、その ためには、刑部小学校と大佐中学校の先生方のプロジェクトチームの ようなものが立ち上がらなくてはならないなど、いろいろなことがあ ると思うので、そのあたりの工程はどのように想定されているのでし ようか。

小林部長

今回の小中一貫校の取り組みに関しては、過去の新見市が進めてきた統廃合の同じ轍になってはいけないということもあって、地域の方の最終的な判断を待たざるを得ない、待つべきだろうという判断をしておりますので、地域の中で、どの時点で決断をいただけるか、それによって開校時期は少し流動的になろうというふうには考えています。地域に対しては、決断をいただいても、もし、新しい校舎を建てるということになれば、2年半程度の準備期間はどうしても必要ですということを申し上げていますので、今想定される一番早いタイミングでも令和7年度ということです。

正村教育長

急いでしなければならないのかという意見もありますし、早くした 方がいいという意見もあるので、年内あるいは年度内に出るかという ところで、教育委員会で想定して、令和7年度開校、校舎建築のあた りを含めれば、最速そこになるだろうという工程を考えています。

松井職務代理者

地域の意見がまとまらないといけないと、その地域の考えをよく聞いてということは、全くそのとおりですし、地域の協力がないと、これからの教育そのものが成り立っていかないということはおっしゃるとおりだと思うんですけれど、やはり、ある程度いつまでに地域の

意見を含めてまとめるかということを現在の刑部小学校、大佐中学校、特に校長先生の腹積もり、それから教育委員会との意見の調整があって進めていかないと、地域の人の意見が自発的にまとまるのを待っているというのでは、どうなのかというふうに思います。

小林部長

今の大佐中学校、刑部小学校の児童数が、令和7年度から減っていきますので、教育委員会とすれば、そのタイミングを延ばすべきではないだろうということで、令和7年度を目標にして、今年度中に結論を出していただきたいということで、先ほど課長も言いましたように、地域に出向いて精力的に説明会をさせていただきます。学校側と教育委員会側は、ほぼそのスケジュールで考えています。

松井職務代理者

そこが大事だと思いました。そこのところが曖昧で、自然にまとまるのを待とうというようなニュアンスでしたら、地域の方の意見も様々でしょうから、なかなかそこは難しいだろうと思いました。

小林部長

少しこちら側でゼンマイを巻いている状態です。

松井職務代理者

了解です。

正村教育長

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、報第17号は承認とします。 次に「報第18号」の説明をお願いします。

報第18号 第18回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会ボランティアスタッフの公募について

名越課長

報第18号 第18回都道府県対抗全日本中学生男子ソフトボール大会ボランティアスタッフの公募について報告させていただきます。この大会につきましては、今年度が新見でおこなう最後の大会です。市民協働参画で実施しておりました大会ですが、今年度も市民の皆様にボランティアを募り、大会運営やアナウンスなどのサポートをしていただくこととしております。今大会につきましては、令和4年3月26日から28日までの実施を予定しております。その間にお手伝いをいただくということの募集をかけたいと思っております。なお、募集につきましては、市ホームページ等に掲載しておこなう予定としております。詳細につきましては、資料をお目通しいただければと思います。以上です。

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、報第18号は承認とします。 次に「報第19号」の説明をお願いします。

報第19号 令和3年度新見市成人式について

名越課長

報第19号 令和3年度新見市成人式についてご報告させていただきます。令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの影響によりまして延期等々がありました。本年度につきましては、期日を令和4年1月2日、会場をまなび広場にいみ大ホールで実施できるよう現在準備を進めているところです。実行委員会を作り、そこでいろいろと準備を進めておりますが、今年度のスローガンにつきましては、「結 ~今できること~」です。コロナ禍で人と人とが、なかなか出会えない結びつけないという状況を鑑みまして、このようなテーマになったと聞いております。対象者は、9月30日現在で296名です。内容につきましては、式典、アトラクションを予定しております。例年ですと、この後、小ホールに会場を移して懇親会をおこなっておりますが、コロナの状況もありますので、こちらは中止とさせていただきたいと考えております。詳細につきましては、資料の内容をお目通しいただければと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

正村教育長

今年の成人式は本当に残念ながら、最終的にはZoomでの開催でしたが、来年は今のところ実施をするということです。第6波が来て、また感染者が増えると、どのようになるかは未定ですけれど、今のところ実施の方向でということです。

委員の皆様から何かご質疑がありますでしょうか。

溝尾委員

対面でしょうか。ハイブリッドというか、オンラインとの併用ではなく、完全に対面でしょうか。

名越課長

はい。今のところは間隔を取りながら会場での開催を想定しております。

正村教育長

よろしいでしょうか。

溝尾委員

はい。

外にありますでしょうか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、報第19号は承認とします。 以上で議事を終了します。

7 閉 会正村教育長

11月定例教育委員会をこれで閉会します。 長時間ありがとうございました。

(閉会時刻)

(午後4時43分)